

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 中小企業の設備投資促進税制

生産性向上設備投資促進税制が2017年3月31日をもって廃止されます。2017年4月1日以降、中小企業(※1)を対象とする主な設備投資促進税制は、つぎのとおりです。

※1 資本金1億円以下で大法人の子会社ではない法人等で、青色申告書を提出している法人

制度	対象資産	優遇措置											
中小企業 経営強化 税制 (新設)	生産性向上設備(※2)または収益力強化設備(※3)に該当する減価償却資産のうち、つぎの資産 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取得価額(1台ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>160万円以上</td> </tr> <tr> <td>工具</td> <td rowspan="2">30万円以上(工具は、測定工具・検査工具のみ)</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>70万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 設備メーカーが工業会等から生産性が旧モデル比1%以上向上の証明を受けた資産 ※3 中小企業が、投資利益率5%以上想定投資計画として経済産業大臣の確認を受けた資産</p>	区分	取得価額(1台ごと)	機械装置	160万円以上	工具	30万円以上(工具は、測定工具・検査工具のみ)	器具備品	建物附属設備	60万円以上	ソフトウェア	70万円以上	【特別償却】 取得価額×100% または 【税額控除】 取得価額×7%(※4) ※4 資本金3,000万円以下の中小企業は、「×10%」
区分	取得価額(1台ごと)												
機械装置	160万円以上												
工具	30万円以上(工具は、測定工具・検査工具のみ)												
器具備品													
建物附属設備	60万円以上												
ソフトウェア	70万円以上												
中小企業 投資促進 税制 (延長)	生産設備として事業供用した減価償却資産のうち、つぎの資産 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取得価額(1台ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>160万円以上</td> </tr> <tr> <td>工具</td> <td>120万円以上</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>70万円以上</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>総重量3.5t以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	取得価額(1台ごと)	機械装置	160万円以上	工具	120万円以上	ソフトウェア	70万円以上	車両運搬具	総重量3.5t以上	【特別償却】 取得価額×30% 資本金3,000万円以下の中小企業は、税額控除(取得価額×7%)との選択可	
区分	取得価額(1台ごと)												
機械装置	160万円以上												
工具	120万円以上												
ソフトウェア	70万円以上												
車両運搬具	総重量3.5t以上												
中小企業 活性化税制 (延長)	指定事業(卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業)のため、経営改善指導(※5)を受けて取得した減価償却資産のうち、つぎの資産 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取得価額(1台ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5 税理士や会計士などによる売上や利益などの経営改善計画の指導</p>	区分	取得価額(1台ごと)	器具備品	30万円以上	建物附属設備	60万円以上	【特別償却】 取得価額×30% 資本金3,000万円以下の中小企業は、税額控除(取得価額×7%)との選択可					
区分	取得価額(1台ごと)												
器具備品	30万円以上												
建物附属設備	60万円以上												

お見逃しなく！

1. 中小企業経営強化税制の適用を受ける場合は、資産の取得前に、国から経営力向上計画の認定を受ける必要があります。
2. 建物・構築物は、企業立地促進法により、地域中核事業計画として国の確認をうけた場合、特別償却(取得価額×20%)または税額控除(取得価額×2%)を受けられます。